

選定療養費の変更のお知らせ

当院は、二次救急医療施設及び紹介受診重点医療機関として、入院治療が必要な重症患者さんや他の医療機関からの紹介状をお持ちの患者さんを中心に診療を行っております。しかしながら、受診される患者さんの中には救急受診の必要性がない軽症の患者さんや紹介状をお持ちでない初診の患者さんも多く、本来受け入れるべき救急搬送の受け入れに支障をきたしております。

これらの状況を改善し、地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するため、下記の通り選定療養費の金額を変更し、救急搬送においても入院が不要な場合にはご負担いただくことといたしましたので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 選定療養費の変更日 2025年10月1日（水）0時より

2. 負担いただく金額

	改正前料金	改正後料金	内容
初診時 選定療養費	7,700円 (消費税込み)	9,900円 (消費税込み)	紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、診察にかかる保険診療費のほかに別途ご負担いただく料金です。
再診時 選定療養費	3,300円 (消費税込み)	4,400円 (消費税込み)	病状が安定した患者さんにつきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、患者さんご自身の判断により引き続き当院での継続診療を希望された場合に、保険診療費のほかに診療の都度ご負担いただく料金です。
時間外 選定療養費	7,700円 (消費税込み)	9,900円 (消費税込み)	救急医療体制の維持のため、緊急性の低い入院が不要な軽症の患者さんに、診察にかかる保険診療費のほかに別途ご負担いただく料金です。

※ 救急車で来院された場合でも、受診の結果、入院とならなかった場合は、9,900円（消費税込み）の選定療養費をご負担いただきますので、ご了承ください。

3. 以下に該当する場合は負担の対象外となります

- ① 他院からの紹介状をお持ちの場合（時間外においては緊急受診が必要と認められた場合に限り）
- ② 受診後に入院となった場合
- ③ 公費受給者証をお持ちの場合（乳幼児医療費助成制度（※）の場合は除く）
（※）相模原市では「こども医療費助成制度」
- ④ 当院で治療中の疾患の症状が悪化された場合